

第 2 回 立憲主義の基本原則（1）

今回は、日本国憲法の三大原則について説明します。これら3つの原則の意義と相互の関係について、しっかりと理解してください。

1. 日本国憲法の基本原則

- ・ 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- ・ 人権尊重主義（基本的人権の尊重）、国民主権主義、平和主義の3つが、日本国憲法の三大原則である。
- ・ 補助的原則として、権力分立、法治主義、法の支配などが考えられる。

2. 人権尊重主義（基本的人権の尊重）

- ・ 基本的人権ないし人権（human rights）とは、人格的生存に不可欠な権利の総体をいう。
- ・ 人権は、原則として、人間であることにより当然に有するものであり、公権力によって不当に侵害されず、性別や身分等によって区別されることはない。
- ・ 人権は、消極的権利、積極的権利、能動的権利の3つに分けられる。そのほかに、総則的な権利や複合的な性格を有する権利がある。

3. 国民主権主義

- ・ 国家の政治のあり方を決定する権力と権威は国民にある。この国民主権主義は、個人主義の帰結であり、個人が幸福を追求するための手段である。
- ・ 主権（sovereignty）には、国家の統治権、国家の最高独立性、国政の最高決定権という3つの意味があるが、国民主権というときの「主権」とは、国政の最高決定権という意味である。

4. 平和主義

- ・ 戦争あるいはその危険性のある状態を回避しなければ、個人が幸福を追求することはできない。
- ・ 9条1項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争とは、侵略戦争のみを意味するのか、自衛戦争を含めたすべての戦争を含むのか、議論が分かれている。
- ・ 9条2項にいう「前項の目的」とは、9条1項全体の指導精神を指すのか、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄することを指すのか、議論が分かれている。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。

立憲主義の基本原則についての解説の続きは、後期の最初の回に講述する予定です。

次回とその次の回では、日本国憲法第3章に挙げられている個別の人権の意義（人権各論）についての解説を行う前提として、憲法の人権論全体に共通すること（人権総論）について説明します。

憲法や人権といえども、絶対の保障というものは、ありません。その限界とは何かを考えたいので、個別の人権の問題について検討することにしましょう。

今回は、憲法と人権の限界のうち、人権の享有主体性について検討します。日本国憲法の保障する人権とは、誰に対して保障されるのかについて、考えることにします。